

(3) 健康づくり推進課 事業体系

| | | 頁 | |
|-----------------------------|----------------------|----------------------------------|-----|
| 自ら創る健康づくりの推進 | 健康的な生活習慣の確立 | 健康増進計画推進事業 | 186 |
| | | 県民による健康長寿推進事業(ロング・ライフ・サポート事業)(単) | 186 |
| | | 歯科保健推進事業 | 186 |
| | | 高齢者の口腔ケア推進事業(単) | 187 |
| | | 健康食生活・食育推進事業(単) | 187 |
| | | 健康増進法施行事務 | 188 |
| | | 栄養指導対策事業(単) | 188 |
| | | 栄養士法施行事務(単) | 188 |
| | | 調理師法施行事務(単) | 189 |
| | | 特定健康診査等実施事業 | 189 |
| | | 市町村健康増進事業 | 189 |
| | 糖尿病医療スタッフ養成支援事業 | 190 | |
| | (新)おやつで育む食育実践講座事業(単) | 190 | |
| 医療サービスの充実 | 難病医療の推進 | 特定疾患治療研究事業 | 190 |
| | | スモン対策事業 | 191 |
| | | 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | 191 |
| | | アミロイドーシス診療体制構築事業 | 191 |
| | | 難病特別対策推進事業 | 192 |
| | | 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 | 192 |
| | | 難病相談・支援センター事業 | 192 |
| | がん医療の推進 | がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業 | 193 |
| | | がん対策推進事業 | 193 |
| | | がん登録事業(単) | 193 |
| | | がん地域連携クリティカルパス支援事業 | 194 |
| | | がん検診受診促進企業連携事業 | 194 |
| | | がん診療施設設備整備事業 | 195 |
| | | 天草・芦北圏域がん診療機能強化事業(単) | 195 |
| 人権教育・啓発の推進と体制の整備 | 様々な人権課題への取組み | ハンセン病事業(単) | 195 |
| | | | |
| 国立ハンセン病療養所入所者家族・原爆被爆者などへの援護 | | 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護事業 | 196 |
| | | 原爆被爆者対策事業 | 196 |

健康増進計画推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

| | | | |
|-----------|---------|----------------------|-----------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 (一部国1/2) |
| 平成25年度予算額 | 5,761千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 6,298千円 | 健康増進法第3条、地域保健法第6条第1項 | |

<目的>

新たに策定した第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画 H25～H29年度）の着実な推進により県民の健康づくりを支援する体制を整備する。

<事業内容>

- 1 健康づくり県民運動の推進
 - ・保健医療関係等43団体で構成する健康づくり県民会議の開催及び県民運動の推進
 - ・健康づくり関係の県民への情報提供
 - ・「くまもと21ヘルスプラン推進委員会」による計画の進捗管理
 - ・地域・職域連携推進事業による働き盛り世代への健康支援
- 2 健康運動促進事業
- 3 たばこ対策促進事業

県民による健康長寿推進事業（ロング・ライフ・サポート事業）単 (事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|-----------|----------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成25年度予算額 | 12,000千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 5,000千円 | 健康増進法第3条 地域保健法第6条第1項 | |

<目的>

地域、職域、学校などの活動の場の特性に応じた健康づくり活動を県民参加の事業提案として事業実施するとともに、県民参加の健康づくり啓発を行うことにより、県民自らの主体的取組みを増やし、全ての県民の健康長寿（健康寿命の延伸）を目指す。

<事業内容>

- 1 県民主体による健康づくりモデル事業
県民が自主的に実施する健康づくり活動について、モデル性・先進性の高いものを県の委託事業として実施し、そのノウハウを県全体に普及させる。
- 2 普及啓発
県民の健康づくり意識への醸成向上を図るため、広報媒体を活用して県民に対して健康づくりに関する周知を行う。

歯科保健推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

| | | | |
|-----------|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 実施主体 | 事業1～5：県 事業6：市町村 | 負担割合 | 県10/10 (一部国10/10) 事業6：県1/2、市町村1/2 |
| 平成25年度予算額 | 17,598千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 16,803千円 | 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律 | |

<目的>

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第3次熊本県歯科保健医療計画」に基づき、各種歯科保健事業を実施し、県民すべてが歯や口の健康を維持し、生涯を通じた生活の質（QOL）の向上を図る。

<事業内容>

- 1 ヘル歯一元気8020支援事業
歯周病ハイリスク者の支援に関する医療機関連携の推進
- 2 歯の健康づくり普及啓発
歯と口の健康週間事業（歯の祭典、高齢者のよい歯のコンクール、図画・ポスター・習字・標語の作品募集）

- 3 歯の健康づくり（8020）推進事業
 - ①フッ化物活用推進事業
 - ②歯科保健推進人材育成事業（各種研修会実施）
- 4 地域歯科保健推進事業
県歯科保健推進会議及び地域歯科保健推進会議の開催、歯科保健状況調査の実施
- 5 市町村歯科衛生士研修事業
地域において、歯科疾患予防等の指導に取り組む歯科衛生士の人材養成
- 6 むし歯予防対策事業
 - ①市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業への助成
 - ②市町村が実施する保育所・幼稚園、小・中学校等を対象としたフッ化物洗口事業への助成
 - ③学齢期歯科保健講演会（10回）
 - ④歯及び口腔の健康づくり指導

高齢者の口腔ケア推進事業^①

（事業開始年度：平成24年度）

| | | | |
|-----------|---|---|--------|
| 実施主体 | 1「県（委託先：熊本県歯科医師会）」 2「県（委託先：熊本県歯科衛生士会）」 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 7,114千円 | （根拠法令等） 介護保険法 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律 | |
| 平成24年度予算額 | 5,545千円 | | |

<目的>

高齢者の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、施設等の介護職員を対象とした研修を行い、実践者の育成を図ることにより高齢者の生活の質の向上を図る。

<対象>

老人保健施設職員、老人福祉施設職員、介護保険事業者職員、地域包括支援センター、市町村等

<事業内容>

- 1 口腔ケア指導者養成研修事業
介護職員が、高齢者の歯や口腔の特徴を理解し、知識や技術を得ることにより、口腔ケアを提供できるよう研修を行う。
- 2 高齢者の口腔ケア普及事業
モデル10施設（介護老人保健施設、介護老人福祉施設）を設定して、歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、高齢者の口腔ケアを行うとともに、施設職員への口腔ケアに関する指導・助言を行う。

健康食生活・食育推進事業^①

（事業開始年度：平成16年度）

| | | | |
|-----------|---------|--|---------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1、2、4：県10／10 事業3：国1／2 県1／2 |
| 平成25年度予算額 | 8,933千円 | （根拠法令等） 健康増進法第3条、第18条、地域保健法第3条、第6条、 食育基本法第21条、第22条の2 | |
| 平成24年度予算額 | 9,795千円 | | |

<目的>

熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子どもから高齢者までライフステージの特性に応じ、健康的な食生活習慣の定着化や食をととした健康づくり、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防と介護予防を目的とした施策を、地域特性を踏まえ多様な関係者と連携して実施する。

<事業内容>

- 1 ライフステージに応じた推進
- 2 人材育成事業
- 3 環境整備事業

健康増進法施行事務

(事業開始年度：昭和27年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1～3：県10/10 事業4：国10/10 |
|-----------|---------|--|----------------------------|
| 平成25年度予算額 | 2,420千円 | (根拠法令等) 事業1：健康増進法第18条～第24条 事業2：健康増進法第26条、第31条、第32条の2 事業3：健康増進法第10条、第13条 事業4：健康増進法第18条、第19条 | |
| 平成24年度予算額 | 2,520千円 | | |

<目的>

健康増進法に基づき、県民の健康の増進を図るために必要な栄養について、給食施設における入所者及び通所者に対する栄養管理の質の向上支援や健康増進に関わる食品の栄養成分表示・誇大表示の禁止等の指導を行う。

<事業内容>

1 特定給食施設等指導

日本人の食事摂取基準に基づき、改定した栄養管理状況報告書を活用し、給食施設において提供する食事サービス(給食、栄養指導等)の質の向上を支援する。

2 食品関連企業等への指導

- ア 栄養表示基準制度についての指導(栄養機能食品含む)
- イ 特別用途食品についての指導(特定保健用食品の許可申請含む)
- ウ 健康の保持増進に係る虚偽・誇大表示の禁止についての指導

3 国民健康・栄養調査事業

国民生活基礎調査地区より設定された単位区から無作為に抽出された単位区内の世帯及び世帯員を調査客体として、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料(身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況)を得るための調査。

4 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等

- ア 市町村で行うよりも管轄範囲がより広域的な保健所等において、専門的協力を得つつ統一的に行う方が効率的である栄養指導
- イ 新しいケース、発症が希である等により、関係機関等の協力を得つつモデル的、先駆的に実施する指導

栄養指導対策事業^①

(事業開始年度：昭和45年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|------|---|--------|
| 平成25年度予算額 | 90千円 | (根拠法令等) 熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付要領 | |
| 平成24年度予算額 | 94千円 | | |

<目的>

食生活改善推進員連絡協議会補助

県民の健康と福祉の増進に寄与するために、食生活改善や健康運動推進の自主的活動を支援する。

<事業内容>

食生活改善推進員連絡協議会補助

熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対して運営費を助成する。

栄養士法施行事務^①

(事業開始年度：昭和22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|-------|------------------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 782千円 | (根拠法令等) 栄養士法第2条、第4条 | |
| 平成24年度予算額 | 946千円 | | |

<目的>

栄養士の養成施設において、必要な知識及び技能を修得した者に対し、栄養士の免許を与える。

<事業内容>

平成24年度免許交付等実績 新規申請 256件 書換申請 119件 再交付申請 25件

調理師法施行事務(単)

(事業開始年度：昭和33年度)

| | | | |
|-----------|---------|-------------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
| 平成25年度予算額 | 2,242千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 2,242千円 | 調理師法第3条、第3条の2、第5条 | |

<目的>

調理師法に基づき厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関する知識について試験を行う。また、試験合格者及び養成施設卒業者に対し、申請に基づき調理師の免許を与える。

<事業内容>

1 調理師試験

試験科目：食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

受験資格：中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は寄宿舍、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事した者

受験手数料：6,200円(熊本県収入証紙)

受験者等の状況

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受験者数 | 745 | 811 | 865 | 942 | 956 |
| 合格者 | 562 | 500 | 446 | 517 | 505 |

2 調理師免許事務

平成24年度免許交付等実績 新規申請 758件 書換申請 152件 再交付申請 139件

特定健康診査等実施事業

(事業開始年度：平成20年度)

| | | | |
|-----------|------------|---|---------------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3 |
| 平成25年度予算額 | 373,109 千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 372,962 千円 | 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条 国民健康保険法第72条の4 | |

<目的>

市町村が行う特定健診・特定保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村国民健康保険が行う特定健診・特定保健指導の実施に係る経費の1/3を負担する。

市町村健康増進事業

(事業開始年度：平成20年度)

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国 1 / 3 (一部 10 / 10) 県 1 / 3 市町村 1 / 3 |
| 平成25年度予算額 | 76,719 千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 76,413 千円 | 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 | |

<目的>

40歳からの健康づくりと、栄養その他の生活習慣の改善等に向けて相談に応じ、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康状態の維持を図るため、市町村が実施する健康増進事業を助成することにより、県民の健康増進を推進する。

<対象>

市町村内に居住地を有する40歳以上の者に対し市町村が実施する健康増進事業

<事業内容>

市町村が行う健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等)に要する経費に対して助成する。

糖尿病医療スタッフ養成支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|----------|--|--------|
| 平成25年度予算額 | 9,100千円 | (根拠法令等) 医療法第30条 健康増進法第3条 高齢者確保法第9条(都道府県医療費適正計画) | |
| 平成24年度予算額 | 11,000千円 | | |

<目的>

糖尿病の発症、重症化、合併症予防のため、適切な医療や療養指導を提供できる医療スタッフの養成及び関係機関のネットワーク化。

<対象>

糖尿病診療や療養指導に携わる医師、看護師、管理栄養士、理学療法士など

<事業内容>

- ・熊本大学医学部附属病院に糖尿病保健医療連携体制整備を進めるためのコーディネーター(特任助教)を配置。
- ・コーディネーターが中心となり以下の養成事業を実施する。
 - 糖尿病専門医、療養指導士資格取得研修会の開催
 - 糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催
 - 糖尿病予防に関する症例検討会の開催
 - その他、保健医療連携体制整備に関する事業の実施

⑨ おやつで育む食育実践講座事業⑨

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|-------|-----------------------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 600千円 | (根拠法令等) 食育基本法第21条、第22条の2 | |
| 平成24年度予算額 | 一千円 | | |

<目的>

農林水産部所管の「くまモンおやつプロジェクト」の一環として、おやつを通じて地域の産物や食文化についての理解を深めるとともに、正しい生活習慣の定着を図る。

<対象>

放課後児童クラブ10箇所程度

<事業内容>

- 1 「県産品を使ったおやつ食育講座検討会」の開催
- 2 「県産品を使ったおやつ食育講座」の実施

特定疾患治療研究事業

(事業開始年度：昭和48年度)

| 実施主体 | 県(委託先：医療機関等) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|--------------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 2,387,970千円 | (根拠法令等) 特定疾患治療研究事業実施要綱 (S48.4.17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 2,199,024千円 | | |

<目的>

特定疾患の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

特定疾患患者

<事業内容>

- ・特定疾患の治療研究事業を行う。(医療費の公費負担)
平成25年3月末 給付人員 13,667人
- ・在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。(費用の公費負担)
平成25年3月末 給付人員 12人

スモン対策事業

(事業開始年度：昭和53年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 1,476千円 | (根拠法令等) 「スモン総合対策について」 「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱」 (S53.11.21薬発第1527号厚生省薬務局長・公衆衛生局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 1,504千円 | | |

<目的>

スモンに罹患している者にはり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

スモン患者

<事業内容>

はり等の治療研究を担当するのに適当な施術所において施術を受けたスモン患者に対して、月7回を限度として医療費を負担する。

平成25年3月末 給付人員 5人

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(事業開始年度：平成元年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|----------|---|-----------------|
| 平成25年度予算額 | 11,651千円 | (根拠法令等) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」 (H1.7.24健医発第896号厚生省保健医療局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 12,524千円 | | |

<目的>

先天性血液凝固因子障害等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

先天性血液凝固因子障害等患者

<事業内容>

医療費の公費負担

平成25年3月末 給付人員 72人

アミロイドーシス診療体制構築事業

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 熊本大学医学部附属病院 | 負担割合 | 基金 10 / 10 (地域医療再生基金) |
|-----------|-------------|------------------------|-----------------------|
| 平成25年度予算額 | 50,833千円 | (根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 | |
| 平成24年度予算額 | 48,900千円 | | |

<目的>

アミロイド蛋白に起因する各種の疾患に罹患している患者（以下「アミロイドーシス患者」という。）の早期発見、早期治療のため、適切な診断、医療を提供できる専門医を養成するとともに、県内の主要な医療機関の関係医療機関に専門医を派遣し、アミロイドーシスを原因とする疾患のタイプ毎に拠点化し、これら疾患に対する県全体の診療機能の向上を図る。

<対象>

アミロイドーシス患者、地域の医療機関

<事業内容>

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 1 熊本大学医学部附属病院に当該事業の専任部署を開設し、コーディネーター（特任教授、特任助教）を配置する。
- 2 「アミロイドーシス診療体制構築事業」H p を開設し、アミロイドーシスの病型診断の受入れ、連携先の医療機関における検査薬を用いた診断研修等の地域医療連携システムを整備する。
- 3 地域連携会議、講演会を開催する。

難病特別対策推進事業

(事業開始年度：平成4年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 5,127千円 | (根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10.4.9健医発第635号厚生省保健医療局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 5,397千円 | | |

<目的>

難病患者の入院施設の確保や在宅療養の適切な支援により安定した療養生活の確保を図る。

<対象>

難病患者、家族

<事業内容>

訪問診療、医療相談等、重症難病患者入院施設確保事業、在宅療養計画策定評価事業、訪問指導事業

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

| 実施主体 | 県・熊本市(共催) | 負担割合 | 県 59.2% 熊本市40.8% (予定) ※県と熊本市との人口比による |
|-----------|-----------|---|---|
| 平成25年度予算額 | 300千円 | (根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10.4.9健医発第635号厚生省保健医療局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 650千円 | | |

<目的>

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識・技能を習得させる。

<対象>

難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者等(当面現任ヘルパーのみ、100人規模)

<事業内容>

時期：10月以降

形態：公益法人等への委託により研修を行う。

平成24年度受講者数 115人

難病相談・支援センター事業

(事業開始年度：平成17年度)

| 実施主体 | 県(委託先：特定非営利活動法人熊本 県難病支援ネットワーク) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|-----------------------------------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 6,863千円 | (根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10.4.9健医発第635号厚生省保健医療局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 6,863千円 | | |

<目的>

地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの事業を実施し、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図る。

<対象>

難病患者及びその家族等

<事業内容>

- 1 電話、面談、日常生活用具の展示等により、療養、日常生活、各種公的手続き等に対する相談・支援及び生活情報の提供等を行う。
- 2 地域交流会の活動に対する支援
- 3 難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行う。
- 4 講演・研修会の開催

がん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|-----------|-------------|------------------------|--------------------|
| 実施主体 | 熊本大学医学部附属病院 | 負担割合 | 基金10/10 (地域医療再生基金) |
| 平成25年度予算額 | 54,640千円 | (根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 | |
| 平成24年度予算額 | 28,000千円 | 熊本県がん対策推進計画 | |

<目的>

病理医、細胞検査士の育成及びがん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

<対象>

地域の医療機関

<事業内容>

熊本大学医学部附属病院が実施する以下の事業に対する助成

- 1 熊本大学医学部附属病院において新規雇用する医師及び臨床検査技師に対する技能向上プログラムに基づくOJTにより病理専門医及び細胞検査士を育成する。
- 2 遠隔病理診断システムの導入を推進するためのコーディネーターを配置する。

がん対策推進事業

(事業開始年度：平成17年度)

| | | | |
|-----------|--------------|---|---|
| 実施主体 | がん診療連携拠点病院、県 | 負担割合 | 事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 県1/2 (一部 国10/10) |
| 平成25年度予算額 | 19,377千円 | (根拠法令等) がん対策基本法第4条、第11条、第12条、第14条、第15条、 第16条、第17条、熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成24年度予算額 | 19,229千円 | がん診療連携拠点病院の整備について (H20.3.1健発第0301001号厚生労働省健康局長通知) | |

<目的>

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

<対象>

がん診療連携拠点病院、がん患者

<事業内容>

- 1 がん診療連携拠点病院機能強化事業
がん診療連携拠点病院が実施する以下の事業に対する助成
 - ・がん医療従事者研修事業
 - ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業
 - ・院内がん登録促進事業
 - ・がん相談支援事業
 - ・普及啓発・情報提供事業
- 2 がん対策推進特別事業
本県のがん医療の推進のための研修事業等を実施

がん登録事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

| | | | |
|-----------|---------|----------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成25年度予算額 | 6,342千円 | (根拠法令等) 健康増進法第16条 | |
| 平成24年度予算額 | 6,342千円 | がん対策基本法第17条 | |

<目的>

本県のがんのり患、治療、生存等の状況を把握、分析することにより、がんの予防、検診、治療、研究等がん対策の効果的な推進を図り、県民の保健衛生の向上に寄与する。

<対 象>

医療機関、検診機関、市町村、保健所、がん患者

<事業内容>

県内医療機関等の協力により、県内に居住する患者のり患、治療、生存等の状況を把握、分析し、がんの予防、検診、治療、研究等がん対策を効果的に進めるための情報を提供する。

がん地域連携クリティカルパス支援事業

(事業開始年度：平成 22 年度)

| 実施主体 | 県(委託先：熊本大学医学部附属病院) | 負担割合 | 基金 10 / 10 (地域医療再生基金) |
|--------------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 平成 25 年度 予算額 | 21,953 千円 | (根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画 熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成 24 年度 予算額 | 21,941 千円 | | |

<目 的>

がん地域連携クリティカルパスの運用を推進し、がん診療連携の充実を図る。

<対 象>

がん患者、地域の医療機関

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学医学部附属病院へ以下の事業を委託。

- 1 がん地域連携クリティカルパス運用コーディネーターを設置し、地域の医療機関への連携参加促進
- 2 連携参加者の運用研修・意見交換の実施
- 3 地域内の医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）及び介護従事者への研修、患者家族を含む一般住民への周知等の実施
- 4 県内共通カルテ様式「私のカルテ」の作成配布

がん検診受診促進企業連携事業

(事業開始年度：平成 22 年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金 10 / 10 (地域医療再生基金) |
|--------------|----------|---|-----------------------|
| 平成 25 年度 予算額 | 3,500 千円 | (根拠法令等) 健康増進法第 16 条 がん対策基本法第 17 条 | |
| 平成 24 年度 予算額 | 2,000 千円 | | |

<目 的>

本県のがんによる死亡率は死因の第 1 位を占めており、がんの早期発見・早期治療による死亡率の改善は喫緊の課題となっている。そこで、企業等と連携した取組み等を行うことにより、住民の特に子宮頸がんを含めた各がん検診受診への行動を効果的に誘発し、もって県民のがんによる死亡率の減少を図ることを目的に実施する。

<対 象>

企業、検診機関、市町村、保健所

<事業内容>

- 1 企業との連携による受診促進事業
 - ①社内や地域における普及啓発活動（チラシ、ポスターの作成、配布）
 - ②社内の職員に対する研修会の開催及びがん検診に関する情報発信
- 2 二次医療圏毎のがん検診受診促進事業

がん診療施設設備整備事業

(事業開始年度：平成20年度)

| 実施主体 | 医療機関 | 負担割合 | 国 10 / 10 |
|-----------|----------|--|-----------|
| 平成25年度予算額 | 37,933千円 | (根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第15条 熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成24年度予算額 | 24,711千円 | | |

<目的>

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う施設・設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

<事業内容>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

天草・芦北圏域がん診療機能強化事業^①

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 天草圏域及び芦北圏域に所在する熊本 県指定がん診療連携拠点病院 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|------------------------------------|--|-----------|
| 平成25年度予算額 | 1,061千円 | (根拠法令等) がん対策基本法第16条、第17条 熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成24年度予算額 | 1,061千円 | | |

<目的>

がん医療水準の地域格差の是正とがん患者・家族のQOL向上を図る。

<対象>

天草圏域及び芦北圏域に所在する医療従事者、がん患者等

<事業内容>

天草圏域及び芦北圏域に所在する熊本県指定がん診療連携拠点病院が実施する医療従事者研修、がん患者に対する情報提供等のがん診療活動に係る経費（人件費は除く）に対する助成

ハンセン病事業^①

(事業開始年度：昭和43年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 4,506千円 | (根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条、第11条、 第12条、第16条、第17条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条 熊本県人権教育・啓発基本計画 | |
| 平成24年度予算額 | 4,638千円 | | |

<目的>

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者に「ふるさと訪問」「地元新聞の送付」等を行う。

<対象>

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

<事業内容>

1 ハンセン病関係普及啓発事業

- ①研修会及びパネル展の開催 ②啓発用パンフレットの作成、配布
- ③国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者の社会交流事業への協力 ④恵楓園訪問 ⑤無らい県運動の検証

2 ふるさと事業

- ①ふるさと訪問 ②熊本ふるさと便のお届け ③地元新聞の送付 ④社会復帰等相談への対応

がん診療施設設備整備事業

(事業開始年度：平成20年度)

| 実施主体 | 医療機関 | 負担割合 | 国 10 / 10 |
|-----------|----------|--|-----------|
| 平成25年度予算額 | 37,933千円 | (根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第15条 熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成24年度予算額 | 24,711千円 | | |

<目的>

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う施設・設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

<事業内容>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

天草・芦北圏域がん診療機能強化事業^①

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 天草圏域及び芦北圏域に所在する熊本県指定がん診療連携拠点病院 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|--------------------------------|--|-----------|
| 平成25年度予算額 | 1,061千円 | (根拠法令等) がん対策基本法第16条、第17条 熊本県がん対策推進計画 | |
| 平成24年度予算額 | 1,061千円 | | |

<目的>

がん医療水準の地域格差の是正とがん患者・家族のQOL向上を図る。

<対象>

天草圏域及び芦北圏域に所在する医療従事者、がん患者等

<事業内容>

天草圏域及び芦北圏域に所在する熊本県指定がん診療連携拠点病院が実施する医療従事者研修、がん患者に対する情報提供等のがん診療活動に係る経費（人件費は除く）に対する助成

ハンセン病事業^①

(事業開始年度：昭和43年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 4,506千円 | (根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条、第11条、第12条、第16条、第17条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条 熊本県人権教育・啓発基本計画 | |
| 平成24年度予算額 | 4,638千円 | | |

<目的>

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者に「ふるさと訪問」「地元新聞の送付」等を行う。

<対象>

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

<事業内容>

1 ハンセン病関係普及啓発事業

- ①研修会及びパネル展の開催 ②啓発用パンフレットの作成、配布
- ③国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者の社会交流事業への協力 ④恵楓園訪問 ⑤無らい県運動の検証

2 ふるさと事業

- ①ふるさと訪問 ②熊本ふるさと便のお届け ③地元新聞の送付 ④社会復帰等相談への対応

国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護事業

(事業開始年度：昭和29年度)

| | | | |
|-----------|---------|------------------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 平成25年度予算額 | 2,468千円 | (根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条 | |
| 平成24年度予算額 | 2,464千円 | | |

<目的>

生活に困窮している国立ハンセン病療養所等入所者の親族の生活保障のため、困窮の程度に応じて必要な援護を行う。

<対象>

生活に困窮している国立ハンセン病療養所等入所者の親族

<事業内容>

①生活援助 ②教育援助 ③住宅援助等

原爆被爆者対策事業

(事業開始年度：昭和32年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---|-------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1、2：国10/10 事業3：国1/2 県1/2 |
| 平成25年度予算額 | 730,562千円 | (根拠法令等) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、 第24条～第28条、第31条、第32条、第37条～第39条 | |
| 平成24年度予算額 | 763,734千円 | | |

<目的>

原爆被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し健康診断と必要な医療並びに手当支給等の措置を講ずることにより、その健康の保持と福祉の向上を図る。

<対象>

原爆被爆者

<事業内容>

1 原爆被爆者健康診断事業

ア 定期健康診断(年2回) イ 希望による健康診断(年2回まで、うち1回はがん検診) ウ 精密検査

2 原爆被爆者関係手当支給事業

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当(一般、増額)、介護手当(重度、中度)、家族介護手当、葬祭料

3 原爆被爆者介護保険等利用助成事業

介護保険等に規定する次のサービスを利用した場合の自己負担額を助成する。

ア 訪問介護 イ 介護老人福祉施設 ウ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム
エ 通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 等

4 医療の給付

ア 一般疾病に対する医療の給付

イ 認定疾病に対する医療の給付